

鹿児島県地域防災推進員認定要領

第1 目的

安心・安全な県民生活を確保するためには、地域における自主防災組織の結成と活動を一層促進し、地域防災力の強化を図る必要がある。

このため、防災に関する実践的知識と技術を有し、地域における組織結成や防災活動等の指導的役割を担う人材を、鹿児島県地域防災推進員として育成する。

第2 地域防災推進員の認定

鹿児島県防災研修センターの指定管理者が実施する鹿児島県地域防災リーダー養成講座（以下「講座」という。）を修了した者を、「地域防災推進員」（以下「推進員」という。）として認定する。

第3 講座の概要

(1) 内容

講座は、主に次のような内容について実施し、詳細は、各年度の実情に応じて別に定める。

- ① 地域防災活動の必要性と具体的な実践方法
- ② 自主防災組織の結成と運営
- ③ 自主防災活動への取り組み
- ④ 災害発生時の応急対策
- ⑤ 地域防災推進員としての役割
- ⑥ その他講座の目的を達成するために必要な事項

(2) 参加者及び定員

講座参加者は、市町村から推薦のあった者の中から選定し、定員は、1回あたり40人程度とする。

(3) 開催

講座は1日当たり4単位の講義を2日間開催し、全部で8単位とする。
具体的な日程等の詳細は、各年度の実情に応じて別に定める。

(4) 修了の要件

全講義の受講とするが、やむを得ない事情により欠席する必要がある場合は、1単位までに限り、欠席した講義に関するレポートを提出することで、受講に代えることができる。

第4 認定証等の交付

上記第3の講座を修了した者に対し、認定証及び認定カードを交付する。
認定証及び認定カードの様式については、別紙1及び2に定めるものとする。

第5 個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第61条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報の利用目的を下記のとおり取り扱うものとする。

(1) 個人情報の利用目的

- ・推進員の各地域における地域防災活動

- ・推進員に対する鹿児島県及び市町村防災担当職員による活動支援
- (2) 個人情報の収集及び提供先
市町村

第6 推進員の活動

推進員は、地域住民等に対し、次のような活動を行う。

- (1) 地域における自主防災組織の結成・運営のための助言・指導
- (2) 自主防災組織の活動促進のための助言・指導
- (3) 災害発生時の避難誘導・避難体制の確立のための助言・指導
- (4) 被害の未然防止，軽減に向けた普及啓発活動
- (5) その他講座の目的を達成するために必要な活動

第7 この要領に定めるもののほか，講座の運営に関し必要な事項については，鹿児島県危機管理局災害対策課長が定める。

附則

この要領は，平成23年3月30日から施行する。

附則

この要領は，平成29年10月6日から施行する。

附則

この要領は，令和3年6月7日から施行する。

附則

この要領は，令和6年2月2日から施行する。

第 号

認 定 証

防災 太郎
 年 月 日生

あなたは令和 年度鹿児島県地域
防災リーダー養成講座を修了した
ので鹿児島県地域防災推進員とし
て認定します

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一

鹿児島県
知事印

印刷サイズは、名刺サイズとする。

表面

	鹿児島県地域防災推進員
かごしま	たろう
鹿児島 太郎	
上記の者は、鹿児島県地域防災リーダー養成講座を修了し、鹿児島県地域防災推進員として認定した者であることを証明する。	
登録番号 第〇ー〇号 認定年月日 令和〇年〇月〇日	鹿児島県知事 

※登録番号 …第〇→認定年 /〇号→その年の受講者通し番号

裏面

《注 意 事 項》 1 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 2 本証を紛失した場合など、再発行を希望する場合は、県災害対策課へ申し出ること。 3 本証の有効期限はなし。	鹿児島県危機管理防災局災害対策課 電話099-286-2276
---	--